

○忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

昭和51年2月2日教育委員会規則第1号

改正

昭和58年3月31日教委規則第1号

平成3年6月1日教委規則第1号

平成5年3月29日教委規則第4号

平成13年3月30日教委規則第3号

忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育の普及と充実を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免を行う場合に交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、私立幼稚園とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づき知事の認可を得て設置された私立の幼稚園をいう。

(補助の範囲)

第3条 設置者が、6月1日現在に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者（忠岡町に居住する者）に対し、保育料等を減免する場合に、忠岡町は次に定める範囲において補助を行うものとする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯は、保育料等の合計額。ただし、年額6万円を限度とする。
- (2) 当該年度に納付すべき町民税の所得割額（所帯構成員中2人以上に所得割課税額がある場合については、その合計額とする。）が非課税となる世帯は、保育料等の合計額。ただし、年額5万円を限度とする。
- (3) 当該年度に納付すべき町民税の所得割額（所帯構成員中2人以上に所得割課税額がある場合については、その合計額とする。）が1万円以下となる世帯は、保育料等の合計額。ただし、年額3万7千円を限度とする。

(申請の手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）及び保育料減免措置に関する調書（様式第2号）を添えて、教育長の指定する日までに

忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けたときは、その適否を審査し、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定書（様式第3号）により設置者に交付の決定を通知するものとする。

第6条 交付の決定を受けた設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金請求書（様式第4号）を教育委員会に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（書類の整備）

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、教育委員会から保育料等の減免を受けたことを明らかにした証拠書を備えておかななければならない。

2 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

（忠岡町私立幼稚園児補助金交付規則の廃止）

2 忠岡町私立幼稚園児補助金交付規則（昭和49年忠岡町教育委員会規則第5号）は廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前の忠岡町私立幼稚園児補助金交付規則により処分、手続、その他の行為は、この規則によって行ったものとみなす。

附 則（昭和58年3月31日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。